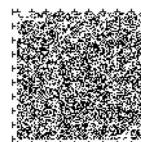
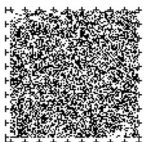


第7期久留米市障害福祉計画  
第3期久留米市障害児福祉計画  
(案)

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

令和5年(2023年)12月  
久留米市





# 目次

## 第1部 計画の策定にあたって ..... 1

1. 計画策定の趣旨.....1
2. 計画の位置づけ.....1
3. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の特徴.....2
4. 計画期間.....2

## 第2部 令和8年度（2026年度）に 向けた目標の設定 .... 3

### 第1章 成果目標について ..... 3

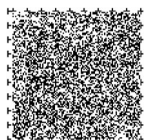
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行.....3
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....4
3. 地域生活支援の充実.....5
4. 福祉施設から一般就労への移行等.....6
5. 障害児支援の提供体制の整備等.....7
6. 相談支援体制の充実・強化 .....9
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....10
8. インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進 .....10

### 第2章 活動指標について ..... 11

1. 指定障害福祉サービス等・指定通所支援等 .....11
2. 地域生活支援事業 .....14

## 第3部 計画の進行管理 ..... 21

1. PDCAサイクルの導入.....21
2. 本市における進行管理.....21





# 第1部 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

本市においては、障害のある方の地域生活を支援するため、令和2年度に「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、サービス基盤の整備等、施策を推進してきました。

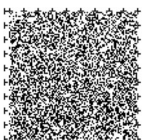
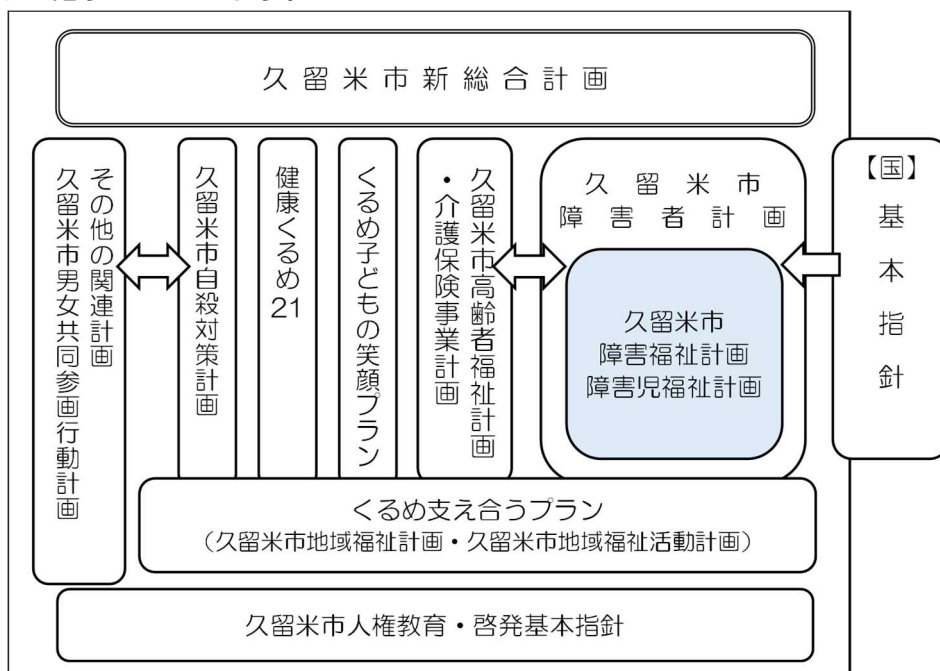
令和5年度はこの計画の最終年度となることから、数値目標の達成状況等を踏まえ、令和6年度から8年度を計画期間とする具体的な障害福祉サービス等の見込み量を設定し、サービス提供体制の一層の充実を図るため、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（3カ年）」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本市では、令和6年度を始期とする「第4期障害者計画」を策定します。この計画は、障害者基本法によって策定が義務づけられており、市町村における障害者福祉施策の基本方針（マスタープラン）にあたるものです。

一方、「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法によって策定が義務づけられた、自立支援給付及び地域生活支援事業に関する実施計画（アクションプラン）的な性質の計画です。

このため、今回策定する「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」においては、この第4期障害者計画の基本理念「誰もが人としての尊厳が守られ支えあいながら安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて」を踏まえ、「障害者も地域の主体として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに支え合いながら創っていく」という地域共生社会を目指すこととします。



### 3. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の特徴

障害福祉計画・障害児福祉計画は、厚生労働大臣が示す「基本指針」に則して策定することとされています。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会で見直しの議論が重ねられ、令和5年5月19日に告示されました。

基本指針見直しの主な事項として、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」、「発達障害者等支援の一層の充実」、「地域における相談支援体制の充実強化」、「障害者等に対する虐待の防止」、「障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進」などが示されています。

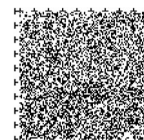
これらの特徴を踏まえつつ、本市の実情を踏まえた目標設定を行います。

### 4. 計画期間

障害福祉計画・障害児福祉計画の期間は、厚生労働大臣が示す基本指針において規定されています。

本計画は、同指針に基づき、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障害者計画 (第3期計画) 【H30-R5】						障害者計画 (第4期計画) 【R6-R11】					
障害福祉計画 (第5期計画) 障害児福祉計画 (第1期計画) 【H30-R2】		障害福祉計画 (第6期計画) 障害児福祉計画 (第2期計画) 【R3-R5】		障害福祉計画 (第7期計画) 障害児福祉計画 (第3期計画) 【R6-R8】		障害福祉計画 (第8期計画) 障害児福祉計画 (第4期計画) 【R9-R11】					



# 第2部 令和8年度（2026年度）に向けた目標の設定

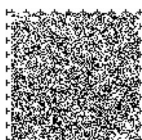
## 第1章 成果目標について

計画期間の取り組みの達成度を評価するため、成果目標を設定します。障害者の自立支援の観点から、地域移行や就労支援といった課題に対応するため、国の指針を参考とし、以下のとおり成果目標を定めます。

### 1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針			
①令和8年度末時点で、令和4年度末時点の福祉施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。			
②令和8年度末時点で、令和4年度末時点の福祉施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。			
久留米市の目標			
①令和8年度（2026年度）までに、令和4年度（2022年度）末の施設入所者数のうち、地域生活へ移行する人数を23人とします。			
②令和8年度（2026年度）末の施設入所者数を、令和4年度（2022年度）末の施設入所者数から19人減少することを目指します。			
項目		数値	考え方
R4年度(2022年度)末時点の入所者数	A	377人	R4年度(2022年度)末の実績
R8年度(2026年度)末の入所者数	B	358人	R8年度(2026年度)末の見込数
【目標値】地域生活移行者	C	23人	施設入所から地域生活へ移行する者の数
		6%	$A \times 6 / 100$
【目標値】削減見込み	D	19人	Aから削減する人数
		5%	$A \times 5 / 100$
■地域生活を希望する障害者が、地域でくらすことができるよう、地域移行支援サービス等の利用促進、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携して居宅生活に向けた支援の充実を図ります。			

※「地域生活への移行」とは、福祉施設に入所している障害者が、グループホーム、一般住宅等へ移行することをいいます。



## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 国の基本指針

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。

### 久留米市の目標

国の基本方針は、都道府県を実施主体として推進が求められる方針となっている。

本市においては、精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練(生活訓練)を活動指標に設定し推進することで、都道府県の成果目標の達成に資するとする。

加えて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の活性化に向けた取り組みが必要であり、以下の事項について、活動指標として設定する。

- ・開催回数、参加者数、協議の場における目標設定および評価の実施回数。

【保健、医療、福祉関係者による協議の場】

\*「障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）」および「精神保健福祉関係機関連絡会議」

(1) 開催回数

\*協議内容によって、年間1～3回開催予定

(2) 参加数

\*委嘱する委員数に基づく

\*障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）には当事者又はその家族の参加を求める。

(3) 目標設定

\*「障害者地域生活支援協議会（地域包括ケアシステム検討部会）」と「精神保健福祉関係機関連絡会議」が連携し、「地域包括ケアシステム」についての研究、検討を行い、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりについて協議を行うこと

\*具体的には、精神科医療機関における入院患者の地域移行等の課題を調査・分析し、住まいの確保や退院後の医療等継続支援、関係者に対する研修の実施など、必要な取り組みを検討し、優先順位をつけて実施する。

(4) 評価の実施回数

\*年間1回





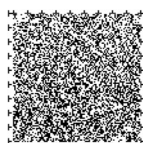
### 3. 地域生活支援の充実

#### 国の基本指針

- ①令和 8 年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、また年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和 8 年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

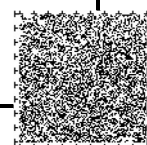
#### 久留米市の目標

- ①-1 地域生活支援拠点等の整備：設置済
  - \*障害児・者の在宅生活を支援するため、拠点に求められる機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会の場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）を、相談支援事業所を中心とした指定障害福祉サービス事業所等との協力やコーディネーターの配置等により確保します。
- ①-2 運用状況の検証及び検討
  - \*障害者地域生活支援協議会 全体会  
拠点の運用については、障害者地域生活支援協議会 全体会において、前年度の実施報告を行い、同部会において協議します。同部会の評価・意見については次年度以降の運用に反映できるように努め、拠点機能の改善や強化を行っていきます。
- ② 強度行動障害を有する人への支援体制の整備：無し
  - \*地域生活支援協議会の活用や、当事者及び支援団体等との連携も視野に入れ、今後、体制整備に向け検討を行います。



#### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針			
<p>①一般就労への移行者を令和3年度実績の1.28倍以上とする。            うち 就労移行支援事業所を通じた移行者数：1.31倍以上            就労継続支援 A 型を通じた移行者数：1.29倍以上            就労継続支援 B 型を通じた移行者数：1.28倍以上</p> <p>②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。</p> <p>③就労定着支援事業所の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする。</p> <p>④就労定着支援事業所ごとの就労定着率：就労7割以上の事業所を全体の2割5分以上と設定。</p>			
久留米市の目標			
<p>①R8年度（2026年度）の福祉施設からの一般就労者数を年間101人とします。            ＊内訳は下表のとおり</p> <p>②R8年度（2026年度）における就労支援事業所等を通じて一般就労する者のうち、7割の方が就労定着支援事業所を利用することを目指します。</p> <p>③R8年度（2026年度）において、就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上になることを目指します。</p>			
項目		数値	考え方
R3年度(2021年度)の一般就労への移行実績	A1	79人	R3年度(2021年度)の実績
	A2	47人	R3年度(2021年度)の実績 就労移行支援事業所を通じた数
	A3	29人	R3年度(2021年度)の実績 就労継続支援 A 型事業所を通じた数
	A4	3人	R3年度(2021年度)の実績 就労継続支援 B 型事業所を通じた数
R3年度(2021年度)の就労定着支援利用者の実績	A5	663人	R3年度(2021年度)の実績
R8年度(2026年度)中の一般就労への移行者数	B1	101人	R8年度(2026年度)の目標 (A1の1.28倍以上)
	B2	62人	R8年度(2026年度)の目標 (A2の1.31倍以上)
	B3	38人	R8年度(2026年度)の目標 (A3の1.29倍以上)
	B4	4人	R8年度(2026年度)の目標 (A4の1.28倍以上)
R8年度(2026年度)末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上である事業所の割合	C	5割以上	R8年度(2026年度)の目標 一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合
R8年度(2026年度)中の就労定着支援事業所利用者	D	934人	R8年度(2026年度)の目標 (A5の1.41倍以上)
R8年度(2026年度)末における就労定着支援事業による職場定着率7割以上の事業所の割合	E	2割5分以上	R8年度(2026年度)の目標 事業評価時点の就労定着支援事業所数における定着率7割以上の事業所割合
<p>■事業所への集団指導や障害者地域生活支援協議会と連携した勉強会等の実施により、一般就労の促進について情報共有を行います。</p> <p>■就労移行支援事業所、就労継続支援事業所と就労定着支援事業所等関係機関との連携により、福祉的就労から一般就労に移行した障害者の職場定着を図ります。</p>			



※「一般就労者」とは、福祉施設から一般企業に就労した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいいます。

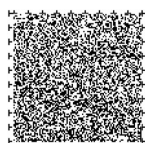
## 5. 障害児支援の提供体制の整備等

### 国の基本指針

- ①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ②障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### 久留米市の目標

- ①児童発達支援センター 確保済（2カ所）  
\*児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族からの相談対応や、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。
- ②障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制 無し  
\*保育所等訪問支援事業所は、児童発達支援センター及び児童発達支援を実施する法人が設置しているのが現状。保育所等訪問支援の活用を、当事者団体及び支援団体、事業者などと共有し推進できる体制について検討する。  
\*保育所等訪問支援事業所 13カ所
- ③主に重症心身障害児を支援する事業所 確保済  
(児童発達支援事業所5カ所、放課後等デイサービス事業所8カ所)

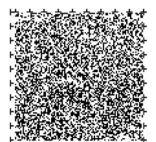


④-1 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 設置済

	重症心身障害児・者地域生活支援事業 連携会議	障害者地域生活支援協議会 重心分科会
【目的】	医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及びその家族に対して、医療・福祉の両面に通じたコーディネーターを核とした相談支援体制の構築をはじめ、地域課題の解決に向けた様々な施策の検討や社会資源等の開発、個別事例対応の検討等を踏まえた関係機関による情報共有や連携を行い、重症心身障害児・者及びその家族の地域生活の支援を図る。	重症心身障害児・者や医療的ケア等が必要な障害児・者及びその家族に対して、福祉、医療又は教育に関連する関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における重症心身障害児・者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備を図る。
【構成】	市内の総合病院及び訪問看護事業所の職員（看護師）、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所職員、学校、行政 等	重症心身障害児・者地域生活支援協議会連携会議の構成員、障害者基幹相談支援センター、行政 等

④-2 医療的ケア児等に関するコーディネーター 設置済

■①～④についてすでに確保・設置済みですが、各機関の機能充実と関係機関との連携強化等により障害児に係る多様なニーズに対応する体制の強化・充実を図ります。



## 6. 相談支援体制の充実・強化

### 国の基本指針

①令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

### 久留米市の目標

①相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保 確保済

＊基幹相談支援センター、指定相談支援事業所、高齢や子ども、生活困窮などの相談支援機関及び地域の相談機関等との連携を図ることで、多様なニーズに対応する相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

(1) 障害者基幹相談支援センター 設置済（4カ所）

#### 【目的】

市内に居住し、地域における生活支援を必要とする障害児・者及びその家族に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害児・者およびその家族等の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る。

#### 【取り組み】

委託相談支援（当事者・家族等を対象） ⇒障害者本人や家族等を対象に、様々な相談を受け付け、問題の解決を図る	基幹相談支援（事業者を対象） ⇒指定相談支援事業所への支援や地域づくりへの取組を実施
1.総合的・専門的な相談支援 2.権利擁護・虐待の防止 3.その他 ・当事者の方への支援（情報提供、研修等） ・住宅入居等支援事業 など	1. 指定相談支援事業者等に対する指導、助言 2. サービス等利用計画等作成の推進 3. 地域移行・地域定着の促進の取組 4. 地域づくりへの取組 5. 地域生活支援協議会運営（事務局） 6. その他 ・地域の相談機関（民生委員等）との連携強化の取組 など

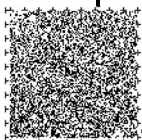
(2) 障害者地域生活支援協議会 相談分科会の運営

#### 【目的】

市内の指定相談支援事業所及び関係者が相互に連携を図ることで、地域における社会資源の改善・開発、職員の資質向上やネットワークの構築を行い、相談支援体制の充実強化を図る。

#### 【構成】

市内指定相談支援事業所、障害者基幹相談支援センター、行政 等



## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 国の基本指針

- ①令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。

### 久留米市の目標

- ①利用者にとって必要とされるサービス提供が行えるように、市の障害福祉職員が以下の取組みを行います。
- (1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用  
\*県が実施する市町村向けの障害福祉サービスに係る各種研修等に参加する。
- (2) 指導監査結果の関係市町村との共有  
\*指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を、県や他市と連携し共有します。

## 8. インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進

### 久留米市の目標

- ①障害者地域生活支援協議会施策推進部会  
障害者地域生活支援協議会の施策推進部会（5分科会）において、地域課題の把握、情報収集を行い、インフォーマルな活動の促進を行います。  
施策推進部会（5分科会）  
おとな分科会、こども分科会、当事者分科会、重心分科会、相談分科会
- ②重層的支援会議・支援会議  
重層的支援体制整備事業の重層的支援会議・支援会議における個別ケースの検討や地域課題の共有を通じて、インフォーマルな活動とも重なりながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。



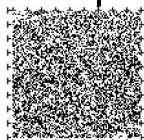
## 第2章 活動指標について

成果目標を実現するための活動指標として、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業等の必要量の見込み及びその確保のための方策を定めます。

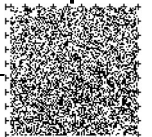
### 1. 指定障害福祉サービス等・指定障害児通所支援等

#### サービスの概要

サービス名	内容
訪問系サービス	
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	<p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス事業者に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。</li> <li>ホームヘルパーの養成・確保について、関係機関等が実施する研修に関する情報提供を行います。</li> <li>ホームヘルパーに対する講座・講習などの受講を奨励し、質の高いサービスの確保に努めます。</li> </ul>
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	<p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護と同様に取り組みます。</li> </ul>
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
	<p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護と同様に取り組みます。</li> </ul>
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	<p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に対応できる事業所（市内に3事業所のみ）が限られているため、事業所に対し指定基準等の情報提供を行い、また、関係機関が行う強度行動障害に対する研修等を周知することで対応できるヘルパーの増加を図るなど、事業所の確保に努めます。</li> </ul>

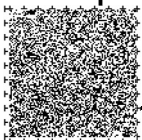


サービス名		内容
重度障害者等包括支援		介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
		(確保のための方策) <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供を行える要件が厳しい等の理由から、サービスを提供する事業所の整備は進んでいません。令和4年度(2022年度)現在で九州に1事業所しかありませんので、既存のサービスを組み合わせることで対応していきます。</li> </ul>
日中活動系サービス [介護給付]		
生活介護		施設や通所において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
		(確保のための方策) <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の定員数でも今期計画期間の利用者数をまかなえる見込みですが、地域によっては整備が進んでいない状況があります。今後の整備状況を見ながら、必要な地域への整備が進められるよう努めます。なお、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないこととします。</li> </ul>
療養介護		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		(確保のための方策) <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援等を通じて、サービスの提供につなげていきます。市内に対応できる事業所(市内に1事業所のみ)が限られているため、市外の事業所を活用することも含めて、提供体制の確保に努めます。</li> </ul>
短期入所		自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
		(確保のための方策) <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の場合、グループホームや入所施設の空部屋を利用した「空床型」の利用が大部分を占めており定員の確保が不安定となるため、「併設型」の整備を促進していきます(福祉型)。</li> <li>受け入れができる施設が限られているため、定員の確保が課題です。市外の施設の利用も含め、提供体制の確保に努めていきます(医療型)</li> </ul>
日中活動系サービス [訓練等給付]		
自立訓練 (機能訓練)		身体障害者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
		(確保のための方策) <ul style="list-style-type: none"> <li>現時点において、市内に対応できる指定事業所はない状況です。より身近な地域でサービスを受けることができるよう、事業所の整備促進を図っていきます。</li> </ul>
自立訓練 (生活訓練)		知的障害者・精神障害者を対象に、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所などの関係機関との連携調整などの支援を行います。
		(確保のための方策) <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、当サービスは需要を満たしています。今後は利用者のニーズの把握等に努め、必要に応じて整備を図っていきます。</li> </ul>

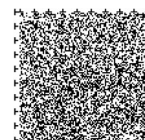




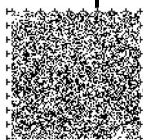
サービス名		内容
宿泊型自立訓練		一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後の生活能力等の維持・向上のための訓練を実施します。また、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。
		(確保のための方策) ・共同生活援助など類似サービスの整備状況や利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて整備を促進していきます。
就労移行支援		一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		(確保のための方策) ・障害者の一般就労に重要な役割を持つサービスであり、国の指針においても、福祉施設から一般就労への移行者を令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上増加することとされています。今後は利用希望の掘り起こしのため、相談支援などを通じて利用促進を図っていきます。 ・また、継続して、雇用・労働政策と連携した障害者の就業支援に取り組みます。
就労選択支援		一般就労や就労系サービスの利用を希望する障害のある人と共同で作成した就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
		(確保のための方策) ・就労移行支援と同様に取り組みます。
就労継続支援A型		一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
		(確保のための方策) ・現在、市内の事業所数は増加して推移しています。 ・なお、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないことも可能とします。 ・また、継続して、雇用・労働政策と連携した障害者の就業支援に取り組みます。
就労継続支援B型		一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では企業などやA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人などを対象とします。
		(確保のための方策) ・現在、当サービスは需要を満たしていますが、市内の事業所数は増加して推移しています。 ・なお、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないことも可能とします。
就労定着支援		就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
		(確保のための方策) ・雇用・労働政策と連携した障害者の就業支援に取り組みます。
居住系サービス		
自立生活援助		障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等を対象に、定期的に居宅を訪問し生活状況の確認及び助言、医療機関等との連携調整を行うとともに、利用者への相談支援を行います。
		(確保のための方策) ・地域移行支援、地域定着支援等の連携により、必要なサービスの確保に努めます。



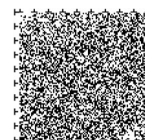
サービス名		内容	
	共同生活援助 (グループホーム)	<p>障害者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームの利用は、施設整備が進むことで増加する面もあるため、施設整備補助などの活用により事業所の整備を促進していき、さらに、利用者の選択肢を広げるためにも、既存の事業所に加え、日中サービス支援型や様々な障害特性に対応できる多様な形態のグループホームを整備していきます。</li> </ul>	
	施設入所支援	<p>生活介護または自立訓練、就労移行支援等の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間などにおける入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活への移行を進める中で、入所者数の削減を進めていく必要はありますが、在宅生活が困難な方に、相談支援等を通じてサービスの提供につながるよう努めていきます。</li> <li>定員増を伴う施設整備は行わないが、耐震化基準など安全性に問題のある老朽施設については、入所者の安全確保のため、施設の更新を促していきます。</li> </ul>	
相談支援			
	計画相談支援	<p>障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の利用の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス事業者に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。また、相談員に対する研修などの受講を勧奨し質の高いサービスの確保に努めます。</li> </ul>	
		<p>障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者のニーズの把握等に努め、必要に応じて整備を図っていきます。</li> </ul>	
	地域相談支援	地域移行支援	<p>施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者のニーズの把握等に努め、必要に応じて整備を図っていきます。</li> </ul>
		地域定着支援	<p>施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害者等に対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者のニーズの把握等に努め、必要に応じて整備を図っていきます。</li> </ul>



サービス名	内容
障害児通所支援	
児童発達支援	<p>通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な運用が図られるよう、相談支援事業所など関係機関との連絡調整を図り、一定のサービスの確保に努めていきます。</li> <li>なお、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないことも可能とします。</li> <li>また、児童発達支援の必要見込量の確保とともに、保育所や認定こども園等において、障害児や医療的ケア児などの多様な保育ニーズに対応できるよう、継続して、加配保育士や看護師等の人材確保や研修の実施に取り組みます。</li> </ul>
放課後等デイサービス	<p>学校授業終了後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、市内の事業所数は大きく増加して推移しています。</li> <li>なお、必要なサービス量が確保できたと考えられる場合には、新たな指定を行わないことも可能とします。</li> <li>また、放課後等デイサービスの必要見込量の確保とともに、学童保育所で障害児や発達の遅れのある児童を受け入れるため、継続して、指導員の加配や研修の実施に取り組みます。</li> </ul>
保育所等訪問支援	<p>指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害児やスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、当サービスは需要を満たしていますが、障害児の地域社会への参加・包摂を推進するため、利用者のニーズの把握等に努め、必要に応じて整備を図っていきます。</li> <li>また、保育所等訪問支援の必要見込量の確保とともに、保育所や認定こども園等において、障害児や医療的ケア児などの多様な保育ニーズに対応できるよう、継続して、加配保育士や看護師等の人材確保や研修の実施に取り組みます。</li> </ul>
居宅訪問型児童発達支援	<p>重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現時点において、市内に対応できる事業所はない状況です。利用希望者には、市外の施設を活用し、サービスの確保を図っていくこととなります。今後、需要が大きくなることがあれば、市内の事業所に開所を働きかけていくことも検討します。</li> </ul>
医療型児童発達支援	<p>上肢、下肢、体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現時点において、市内に対応できる事業所はない状況です。利用希望者には、市外の施設を活用し、サービスの確保を図っていくこととなります。今後、需要が大きくなることがあれば、市内の事業所に開所を働きかけていくことも検討します。</li> </ul>



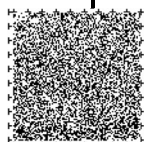
サービス名	内容
障害児相談支援	<p>障害児通所の利用に際し、障害児支援利用計画を作成。また、通所支援開始後は、モニタリングを行う等の支援を行います。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画相談支援と同様に取り組みます。</li> </ul>
医療的ケア児コーディネーター	<p>医療的ケアが必要な障害児が、地域生活において必要となる関連分野の支援の調整を行います。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後も同様の体制を維持していきます。</li> </ul>



## 2. 地域生活支援事業

### サービスの概要

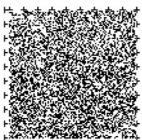
サービス名	内容
理解促進研修 ・啓発事業	<p>障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より効果的な方法を検討しながら、今後も当事業を継続していきます。</li> </ul>
自発的活動支援事業	<p>障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。</p> <p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より効果的な方法を検討しながら、今後も当事業を継続していきます。</li> </ul>
相談支援事業	
基幹相談 支援センター 機能強化事業	<p>市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。</p>
	<p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も当事業を継続していきます。</li> </ul>
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	<p>障害者で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害者の地域生活の支援を行います。</p>
	<p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も当事業を継続していきます。</li> </ul>
成年後見制度利用支援事業	<p>障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業であり、成年後見制度の申立てに要する費用(登記手数料、鑑定費用など)や後見人などの報酬を助成します。</p>
	<p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も当事業を継続していきます。</li> </ul>
意思疎通支援事業	<p>聴覚・言語機能・音声機能障害、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣などにより、意思疎通の円滑化を図ります。</p>
	<p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も同様の体制を維持していきます。</li> </ul>
意思疎通支援者養成 研修事業	<p>手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう各種養成研修事業を実施します。</p>
	<p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者、要約筆記者が不足している現状を踏まえ、手話通訳者、要約筆記者養成講座を継続して開催するなど、人材確保及び育成等に努めます。</li> </ul>



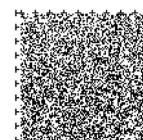
サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具や自立支援用具などの日常生活用具の給付・貸与などを行い日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
	<p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用具品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適宜行うように努めます。</li> </ul>
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具、並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストーマ（人工肛門等）装具、その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるものです。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者などについて、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。
	<p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス事業所に対して情報の提供等を行い、参入促進を図りながら必要見込み量の確保に努めます。</li> </ul>
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進などを行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図る事業です。地域活動支援センターには、Ⅰ～Ⅲ型の3類型が国の要綱で例示されています。
	<p>(確保のための方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も同様の体制を維持していきます。</li> </ul>



I 型	○専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。
II 型	○地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
III 型	○地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているものです。 ○自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能です。



サービス名	内容
障害児等療育支援事業	<p>障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児に対し、施設の有する機能を活用し、各種の相談・指導・助言等を行うことにより、障害のある子どもや障害のある人を支える事業です。</p> <p>（確保のための方策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も同様の体制を維持していきます。</li> </ul>
地域生活支援広域調整会議等事業	<p>精神障害者が自立した日常生活を営むために必要な広域調整や、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の体制構築等を進めます。</p> <p>（確保のための方策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、両会議及び関係機関や関係部局との連携を強化し、国の動向や地域ニーズを踏まえながら、確実な実施に努めます。</li> </ul>
訪問入浴サービス事業	<p>身体障害者の在宅生活を支援するため、移動入浴車の派遣により入浴サービスを提供します。</p> <p>（確保のための方策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの把握を行いつつ、サービス事業者に対して情報等の提供を行い、参入促進を図りながらサービスの確保に努めます。</li> </ul>
日中一時支援事業・障害児タイムケア事業	<p>日中一時支援事業とは、日中に一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、日中活動の場を提供することにより、家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。</p> <p>障害児タイムケア事業とは、障害者支援施設・中学校の特別支援教室等において、障害のある中高生等を預かるとともに、社会に適應する日常的訓練を行う事業です。</p> <p>（確保のための方策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似サービスの放課後等デイサービスへ利用者が移行していることもあり、利用者の動向を見極め対応していきます。</li> </ul>
社会参加促進事業	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	<p>スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の健康づくりや交流、余暇活動の充実を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催する事業です。</p> <p>（確保のための方策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者ふれあいスポーツ大会については、多くの方の参加を促すため、種目や開催方法について検討するように努めます。</li> </ul>



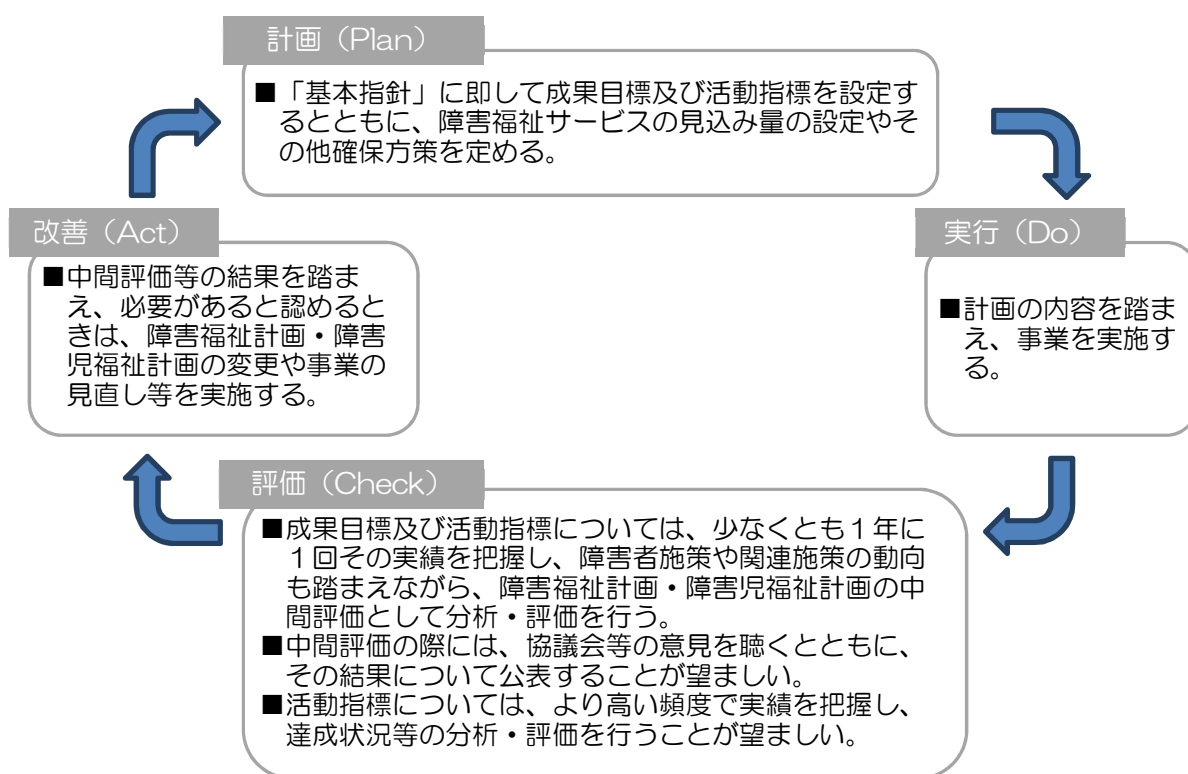


# 第3部 計画の進行管理

## 1. PDCAサイクルの導入

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、市町村は計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講ずるものとされています。そのため、基本指針においては、少なくとも1年に1回は、成果目標に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等の措置を講じる（PDCAサイクルの導入）とされています。また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましいとされています。

〈PDCAサイクルのプロセスのイメージ〉



## 2. 本市における進行管理

本市における計画の成果目標及び活動指標の年度ごとの進行管理は、「障害者計画」と同様に、前年度の事業の進捗について障害者福祉課による自己評価を行い、その結果を「久留米市障害者地域生活支援協議会」へ報告し、評価・意見を求めます。この評価・意見については、次年度以降への施策展開へ反映できるよう努めます。また、国の制度改正、社会状況の変化、市民や地域など多様な主体との連携・協働による地域共生社会の実現に向けた取組などの進捗を注視しながら、必要に応じ計画の見直しの検討も行います。

なお、本計画の実施に係る財源については、予算的に担保されたものではありません。今後の市の財政状況による制約により、変更を行うこともあります。

